

平成二十年五月十五日 経済産業省告示第百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
独立行政法人産業技術総合研究所	液体流量校正装置であつて、校正範囲が〇・〇〇五立法メートル毎時以	液体流量校正設備であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保

<p>上〇・三立法メートル毎時未満のもの</p>	<p>石油用流量計であつて、校正範囲が 〇・一立法メートル毎時以上三立法 メートル毎時未満のもの又は、〇・ 〇二二キログラム毎秒以上〇・六七 キログラム毎秒未満のもの</p>	<p>管するもの</p>
<p>同軸固定減衰器であつて、校正範囲 が六十デシベルを超え八十デシベル 以下の場合において、周波数範囲が 十メガヘルツ以上十八ギガヘルツ以</p>	<p>石油用流量校正設備であつて、独 立行政法人産業技術総合研究所が 保管するもの</p>	<p>高周波減衰量測定装置であつて、 独立行政法人産業技術総合研究所 が保管するもの</p>

<p>下のもの又は校正範囲が六十デシベル以下の場合において、周波数範囲が十メガヘルツ以上四十ギガヘルツ以下のもの</p>	<p>速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であつて、エネルギーが百四十四キロ電子ボルト、五百六十五キロ電子ボルト、五メガ電子電子ボルト又は十四・八メガ電子ボルトの場合において、校正範囲が千毎平方センチメートル以上千万毎平方センチメートル以下のもの</p>
	<p>速中性子フルエンス絶対測定装置群であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>

<p>財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>揮発性有機化合物十二種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであつて、</p> <p>一・一 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、cis 一・二 ジクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、一・二 ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、cis 一・三 ジクロロプロペン及びtrans 一・三 ジクロロプロペンの各濃度が一体積百万分率</p>	<p>揮発性有機化合物十二種混合標準ガスであつて、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置（以下「標準ガス製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
-----------------------	---	--

<p>のもの</p>	<p>揮発性有機化合物七種混合標準ガス のうち窒素希釈のものであって、ア セトアルデヒド、トルエン、エチル ベンゼン、スチレン、α-キシレン 、m-キシレン及びp-キシレンの 各濃度が一体積百万分率のもの</p>	
<p>アセトアルデヒド標準ガスのうち窒 素希釈のものであって、濃度が一体 積百万分率のもの</p>	<p>揮発性有機化合物七種混合標準ガ スであって、財団法人化学物質評 価研究機構が保管する標準ガス製 造装置を用いて製造されたもの</p>	<p>アセトアルデヒド標準ガスであつ て、財団法人化学物質評価研究機 構が保管する標準ガス製造装置を 用いて製造されたもの</p>

<p>ほう素標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの</p>	<p>金属十五種混合標準液であって、アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛</p>
<p>ほう素標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>	<p>金属十五種混合標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>

<p>及び亜鉛の各濃度が十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>陰イオン七種混合標準液であつて、ふつ化物イオン濃度が五ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、塩化物イオン濃度が十ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、亜硝酸イオン濃度が十五ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下、臭化物イオン濃度が十ミリグラム毎</p>
	<p>陰イオン七種混合標準液であつて、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>

<p>リットル以上百ミリグラム毎リットル以下、硝酸イオン濃度が三十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下、りん酸イオン濃度が三十ミリグラム毎リットル以下及び硫酸イオン濃度が四十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>ホルムアルデヒド標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの</p>
	<p>ホルムアルデヒド標準液であつて、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天び</p>

ん及び分析計測装置を用いて製造
されたもの